

ホテル・旅館等建築物耐震化の促進

■ 現 状

ホテル・旅館等の大規模建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断結果を所管行政庁へ報告し、耐震化へ向け取り組んでいるところであります。

現在、我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、観光立国実現を下支えしているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による耐震改修には多額の費用を要するため、その過重な負担に対する重点的な支援が必要となっております。

■ 課 題

地方自治体は、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るために、建築物の耐震化に対する財政支援を行うこととしておりますが、耐震化の一層の促進のためには、その財源確保が不可欠となっております。



登別温泉街



洞爺湖温泉街

■ 要 望 内 容

- 耐震改修等に係る予算の確保、国庫補助対象期限の撤廃、地方自治体の費用負担に対する起債の措置など、事業実施が可能となるよう、確実な財政支援を講じること。
- 耐震診断結果の公表について、所有者の実情等を十分踏まえた丁寧な運用を行うこと。

■ 事 業 効 果

- 不特定多数の方々が利用するホテル・旅館等の耐震化の促進が図られる。
- 宿泊施設に対する安全性と信頼性の向上が図られる。